

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第71号

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成16年香川県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(表示事項) 第4条 略 (1) 略 (2) <u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第1項に定める食品として販売をする場合にあっては、製造又は加工をした年月日</u> (3) 略</p>	<p>(表示事項) 第4条 条例第4条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 略 (2) <u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第3に掲げる食品として販売をする場合にあっては、製造又は加工をした年月日</u> (3) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。